

流山市では、平成27年4月からふるさと納税の返礼品の送付を始めました。

ふるさと納税は、納税という名前は付いていますが、実態は地方自治体に対する寄附であり、市民の皆様が流山市に寄附をして頂いた場合でも、ふるさと納税に係る寄附金控除が受けられる制度となっていること、更にふるさと納税が生まれ育った地域に限らず、応援したい地域を応援するという制度であることから、寄附をしていただいた方に対する感謝の気持ちを表す意味で、全ての方にお礼の品を送付してまいりました。

ところが、平成29年4月1日に総務省から「ふるさと納税の趣旨を踏まえ、各地方公共団体は、当該地方公共団体の住民に対し、返礼品を送付しないようにすること。」との通知がなされました。

総務省からの通知はありましたが、当該通知が地方自治法に基づく技術的助言として行われたことから、強制力のあるものではないと捉え、引き続き市民の皆様にもお礼の品を送付してまいりました。

ところが、ここにきて再度、総務省から「本年11月1日時点で通知に沿った見直しを行っていない場合には、ふるさと納税の対象外にする予定である。」といった主旨の通知があり、早期の見直しを要請されました。

流山市がふるさと納税の対象外となった場合、これまでふるさと納税を行って頂いた皆様方に、多大なご迷惑をおかけする可能性があることなどから、苦渋の選択として総務省の通知に沿った形で見直しを行うこととしたものです。市民の皆様におかれましては、どうかご理解をいただきたいと存じます。なお、返礼品は送付できませんが、11月1日以降につきましても、ふるさと納税に係る寄附金控除の対象にはなりますので、引き続きご支援の程、宜しく願いいたします。